

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を一部開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成26年2月14日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「(1) 樹木調査記録一式

(2) 樹木調査を行った業者名、住所、業者選定入札記録

(3) 2010、2011、2012年度の建築都市局全職員氏名、学研事務所全職員氏名（現在他部署に異動した職員も含む。異動した職員は現在の所属部署を記入のこと。）

(4) 2010、2011、2012年度の審議会審議委員名簿（全審議委員の氏名住所）、審議委員会議事録一式

(5) 2012年2月22日強制代執行参加者全員の名簿（氏名、住所、所属記載のこと。）

(6) 伐採した樹木の現所在地

(7) 2010年から2012年までの〇〇家所有山林にかかわる処分決定に関する全書類（決裁した関係市職員の全氏名及び印鑑記載のあるもの。）

(8) 立木につけていたラベルの現在の所在地

(9) 初期に紛失した立木所有者ラベルに関して、その取扱いに関し、学研事務所全職員に事情聴取すること。一人一人の氏名を明記の上、証言報告記載すること。」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）

について、平成26年4月4日付け北九学開第338号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成26年4月28日に受領した。

- 3 異議申立人は、平成26年6月25日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 請求内容(1)の樹木調査記録一式について、請求人本人の個人情報や個人情報保護という理由のため本人へ開示を行わないのは、個人情報に関する理解が不足しているのではないかと、きちんと開示を求める。
また、一面識もない業者の社員が突然、市役所からの個人情報提供なしには作成不可能な財産診断書を持参した。北九州市は、本人への個人情報開示を拒否しながら、業者の利益のために請求人の個人情報を本人の了承なく業者に提供している。
- (2) 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行に伴う立竹木等直接施行執行計画書類において、立会人および施行従事者氏名が黒塗りである。公務に関係する人間のプライバシーは、公務に関する限りないはずであり、開示を求める。
- (3) 北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会において、審議内容の発言者を開示しないのはおかしい。公的な審議会での発言内容の発言者を隠ぺいするようではオープンで公正な審議を期待できない。不開示理由とし

て、発言した審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力により、今後の事業に支障が生じるおそれがあるとなっているが、外部からの影響を取り入れるための審議会のはずである。〇〇〇議会のヤジ隠ぺいと同じ卑怯な逃げ隠れである。よりよい結果を出すためではなく、内部で利益誘導するためにわざと情報を外部に出さないための隠ぺいと思えない。開示を求める。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 条例第7条第1号該当性について
 - (1) 補償金算定総括表の住所、氏名、地番および金額（円）
 - (2) 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業立竹木等調査業務委託結果報告書の全項目（工法等協議結果報告書、位置図、字図、測量図、居住者調査票、物件概要、用材林の管理程度補正について、補償金算定総括表、立竹木補償金算定表、立竹木補償金内訳表、立竹木単価算出表、立竹木調査表、図面配置、図面立木、写真）
 - (3) 平成24年2月22日直接施行従事者出席名簿及び身分証明書受領（No. 1）の立会人の所属・氏名・身分証明書受領（署名）
 - (4) 平成24年2月22日直接施行従事者出席名簿及び身分証明書受領（No. 2）の業者名（肩書）、氏名
 - (5) 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行に伴う立竹木等直接施行執行計画の第6条および直接施行立会人名簿の所属・役職等、氏名、住所、備考

上記（1）及び（2）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、（3）、（4）及び（5）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。

2 条例第7条第6号該当性について

各回北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会議事録の発言した審議委員の議席番号を公表した場合、審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等により、今後の事業に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本件処分は、条例の規定に合致した適法な処分であり、本件異議申立てには理由がない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、別表「本件行政文書の内容等整理表」（以下「本件行政文書整理表」という。）中の「開示請求内容」欄のとおりである。
- (2) 実施機関は、本件行政文書として、本件行政文書整理表中の「対象文書」欄のとおり特定している。
なお、本件行政文書整理表のとおり、不存在とするものもある。
- (3) 本件の不開示情報及びその理由は、本件行政文書整理表中の「不開示情報」、「該当条文」及び「不開示理由」の各欄記載のとおりである。

2 本件事案の争点

異議申立人は、異議申立書において不服申立てに係る処分として、個人情報（条例第7条第1号）に該当するとして不開示とした部分と事務・事業情報（条例第7条第6号）に該当するとして不開示にした部分を挙げているため、本件異議申立てにおける争点は、本件異議申立てに係る不開示情報が、条例第7条第1号又は第6号に該当するか否かに要約される。

なお、異議申立人は、条例第7条第2号及び第3号該当部分並びに行政文書の不存在については、争っていないため、判断しないものとする。

3 本件不開示情報の条例第7条第1号該当性の判断

(1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできな

いが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならないと規定している。

（２） 条例第 7 条第 1 号該当性

ア 本号本文該当性

当審査会は、本件不開示情報について、その記載内容を確認した。

異議申立人は、「樹木調査記録一式について、請求人本人の個人情報であるのに、個人情報保護という理由のため本人へ開示を行わないのは、個人情報に関する理解が不足しているのではないか。きちんと開示を求める。」旨を主張する。

実施機関は、樹木調査記録一式にかかる行政文書として、「補償金算定総括表」及び「北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部地区画整理事業立竹木等調査業務委託結果報告書」をそれぞれ特定しているが、これらはいずれも立竹木の補償金の算定を行うための調査積算にかかる資料である。

審査会が見分したところ、「補償金算定総括表」中には、個人の住所、氏名、地番及び金額が記載されていた。

異議申立人は、請求人本人の個人情報であるので、開示すべきである旨主張するが、情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは基準とはならないため、これらの情報のうち、個人の住所、氏名及び地番は、個人に関する情報であつて、

特定の個人を識別することができる情報であり、また金額については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、「北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業立竹木等調査業務委託結果報告書」は、工法等協議結果報告書、位置図、字図、測量図、居住者調査表、物件概要、用材林の管理程度補正について、補償金算定総括表、立竹木補償金算定表、立竹木補償金内訳表、立竹木単価算出表、立竹木調査表、図面配置、図面立木、写真の各項目で構成されていた。上記と同様に開示請求者が誰であるかは開示・不開示の判断基準とはならないため、これらの情報のうち、立竹木所有者の氏名や住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、その他の情報については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、「北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行に伴う立竹木等直接施行執行計画書類において、立会人および施行従事者氏名が黒塗りである。公務に関係する人間のプライバシーは、公務に関する限りないはずであり、開示を求める。」旨を主張する。

実施機関は、2012年2月22日強制代執行参加者全員の名簿（氏名、住所、所属記載のこと。）にかかる行政文書として、「平成24年2月22日直接施行従事者出席名簿及び身分証明書受領書（No.1、No.2）」を特定している。

審査会が見分したところ、これらのうち不開示部分には、直接施行立会人の所属、氏名及び署名並びに直接施行従事者の業者の役職及び氏名が記載されていた。

これらの不開示とされた部分に記載されている直接施行立会人及び直接施行従事者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に特別職に属する地方公務員として限定列挙された職にはいずれも該当せず、単なる一私人であるため、その身分が公務員である場合とは異なり実施機関に氏名等の開示の義務はないと言え、これらの不開示情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

したがって、本件不開示情報は、本号本文に該当する。

イ 本号ただし書該当性

本件不開示情報は、その内容及び性質から本号ただし書ア、イ及びウにはいずれも該当しない。

したがって、本件不開示情報は、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないので、当該行政文書は条例第7条第1号に該当し、不開示とした実施機関の決定は、妥当である。

4 本件不開示情報の条例第7条第6号該当性の判断

(1) 条例第7条第6号の構造

条例第7条第6号本文は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、不開示とする情報の具体的内容としてアからオまでを次のとおり列記している。

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 条例第7条第6号該当性

異議申立人は、「北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会において、審議内容の発言者を開示しないのはおかしい。公的な審議会での発言内容の発言者を隠ぺいするようではオープンで公正な審議を期待できない。不開示理由として、発言した審議委員に対する外部からの不当な干渉や圧力により、今後の事業に支障が生じるおそれがあるとなっているが、外部からの影響を取り入れるための審議会のはずである。よりよい結果を出すためではなく、内部で利益誘導するためにわざと情報を外部に出さないための隠ぺいと思えない。開示を求める。」旨主張する。

実施機関は、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第7条第6号に該当し、不開示としている。

条例第7条第6号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、行政文書にこれらの情報が記録されている場合は、当該部分は不開示とすることを定めたものである。この考え方に基づき、下記の項目が同号に該当するか否かを以下検討する。

実施機関は、2010、2011、2012年度の審議会審議委員名簿（全審議委員の氏名住所）、審議委員会議事録一式にかかる行政文書として、「第27回、第28回、第29回、第30回、第31回、第32回北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会議事録」を特定している。これらは、いずれも審議会を開催した際に作成するものである。

当審査会が、本件不開示情報について、その記載内容を見分したところ、各回北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会議事録中の発言した審議委員の発言内容には、発言した委員の議席番号が記載されていた。ところで、議席番号については、北九州市のホームページ上で、どの委員がどの議席番号であるかが掲載されているため、議事録中の発言した委員の議席番号が公開されることで、発言内容が、どの委員によるものかがわかることとなる。

しかし、もしどの委員の発言内容であるかが公にされることが前提になるとすれば、具体的な審議に際し、委員が開示されることを意識してきたんのない意見を述べることをちゅうちょするなど、率直な意見を述べてもらうことが期待できなくなるおそれがあるといえる。

しかも、どの委員の発言かが第三者にわかるとすれば、審議中の案件について、委員に対する外部からの不当な干渉や圧力等がないとは言い切れず、それらが審議内容に影響を及ぼすなど、今後の事業の遂行に支障が生じるおそれがあることも否定できない。

また、審議会における発言内容がどの委員によるものであるかを特定することはできないとしても、審議の内容自体は開示されており、どういう議論がなされているかを異議申立人は知ることができるのであるから、発言者がだれであることを示す議席番号が開示されないことによって異議申立人が受ける不利益は、必ずしも大きいとはいえない。

したがって、発言した委員の議席番号は、事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、条例第7条第6号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たると認められるため、実施機関が第7条第6号に該当するため不開示としたことは、妥当であると判断する。

5 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子